

平成27年（行ウ）第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市長 東坂浩一

原告準備書面（14）

平成29年6月6日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄 

弁護士 辻 公 雄 

弁護士 豊 島 達 哉 

弁護士 西 川 満 喜 

原告は、本書面において、請求の趣旨の追加的変更に関する違法事由に関する主張を補充する。

1 被告の主張

被告準備書面（5）（平成29年9月13日付 2頁）及び被告準備書面（6）（平成29年4月19日付）によると、大東市は、平成26年2月20日、別館2階ホールの東側増築が日照の関係で南側への増築に変更することが不可欠となり、本館部分の改修内容についても速やかに「建綜研」に確認するよう指示した。これを受けて、「建綜研」は、大阪府建築主事との協議を重ね、同年3月

下旬頃、大阪府建築主事から、本館部分の多岐にわたる箇所を改修しなければ建築確認申請を通すことはできないという見解を示すに至った。大阪府建築主事に指摘された「本館の部分の多岐にわたる改修箇所」は、上記被告準備書面（6）AからEの5箇所である。

「建総研」は、これら指摘事項を縮減するため、平成26年4月頃から協議先を大阪府建築主事から府の指定確認検査機関株式会社日本確認検査センターへ変更し、同年5月9日、同月23日、建築基準法第6条の規定にもとづく建築確認申請書を提出した。建築確認申請には、本件変更工事は含まれていない。

同年6月23日、建築主事から指摘された上記5箇所のち、「B. 壁穴区画部の遮煙性能確保の既存部遡及」「C. 昇降機設備の耐震性確保」「D. 昇降機設備の戸開走行防止対策」「E. 屋上防火水槽の改修」の変更内容と変更額が確定した。

2 大東市は建築関係法令に適合しない違法な工事のみを取り出して本件入札を強行した違法があること

前項記載の被告の主張によると、同年3月下旬の時点で、大阪府建築主事から指摘されたAからEの変更工事内容は、建築基準法6条により、大東市の行う市民会館の増築工事の計画が、建築関係規定に適合するものであるとの確認を受けるために不可欠な工事内容であった。大東市は、同年3月下旬の時点で、AからEの変更工事をしなければ、建築確認申請を受けられないとの指摘を受けていたことになる。

そうであれば、大東市は、同年3月下旬の時点で、建築関係規定に適合するよう本件変更工事内容を含む新しい工事内容を確定し、その見積もりを算出しなければならなかつた。

それにもかかわらず、大東市は、新しい工事内容の見積りを出さず、建築主事による建築関係規定に適合するとの確認（建築基準法6条4項）を受けられない違法な本件原工事のみを取り出し、本件入札・契約・議会承認を推し進めたものである。すなわち、大東市は、同年3月下旬の時点で、本件変更工事を工事内容としなければ、市民会館改修工事が建築関係法令に適合しない違法な工事内容と

なるとの指摘を大阪府建築主事から指摘されていながら、本件変更工事の存在を秘して本件原工事のみ取り出し、あたかも建築関係規定に適合する適法な工事であるかのように装って本件入札を実施し、契約締結、議会承認をさせたものである。

加えて、大東市は、上記 5箇所の改修をしなければ、本件原工事内容では建築確認申請を建築主事から受けられないため、協議先を大阪府建築主事から確認検査機関へ変更している。そして、すでに大阪府建築主事から建築基準法 6条にもとづく確認検査を受けられないとの指摘を受けているにもかかわらず、建築関係規定に適合する新しい工事内容を確定するどころか、上記 5箇所の改修を加えないまま、同年 5月 22 日、本件入札を強行し、翌 23 日、本件変更工事を含まない、すなわち、建築基準法 6条にもとづく確認を受けられない違法な建築確認申請書を上記確認検査機関に提出したのである。

大東市が、建築関係法令に適合しない違法な工事内容のみを取り出して本件入札を強行しなければならない理由は、これまで被告から一切説明されていないし、このような違法な入札を強行しなければならない根拠は、全く見いだせない。大東市は、法律にもとづく行政という大原則を無視し、上記違法な入札を推し進めたのである。

したがって、建築関係法令に適合しない違法な本件原工事内容のみを取り出して行った本件入札は、違法な入札であり、その後に行われた本件変更工事の随意契約も何ら合理的理由のない違法な契約である。

なお、被告は、変更内容と変更額が確定したのは、平成 26 年 6 月 23 日であるなどと主張するが、本件入札公告前に明らかとなっていた建築確認を受けるために不可欠な変更工事の確定と積算を被告自らが怠っていたに過ぎず、本件入札公告前に工事費用の大半が不明だったという説明は到底成り立たない。

以上